2　即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十歳未満 二　［略］	2　即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　陸士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十二歳未満 二　［同上］
第三章　隊員 **第一節～第十節**　［略］ **第十一節**　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供 （予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資する情報） **第八十六条の四**　［略］ 2　［略］ **第十二節**　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給 （国又は地方公共団体に準ずる者） **第八十六条の四の二**　令第九十七条の二に規定する国又は地方公共団体に準ずる者は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）とする。 （給付金支給申請書の様式等） **第八十六条の四の三**　令第九十七条の六に規定する給付金支給申請書の様式は、別記様式第十一のとおりとする。 2　防衛大臣又はその委任を受けた者は、令第九十七条の五第二項の規定により給付金支給申請書を受理したときは、必要に応じ、就業規則その他の書類の提出を求めることができる。 **第四章　雑則** （防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式） **第八十六条の五**　［略］	**第三章　隊員** **第一節～第十節**　［同上］ **第十一節**　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供 （予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資する情報） **第八十六条の四**　［同上］ 2　［同上］ ［節を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ **第四章　雑則** （防衛出動時の緊急通行に伴う損失補償申請書の様式） **第八十六条の五**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第十の次に次の1様式を加える。

別記様式第11（第86条の4の3関係）

年　　月　　日提出

（防衛大臣又は提出先の地方協力本部長）

殿

申請者　住　所
法人名
（法人番号：　　）
代表者名　　印

給付金支給申請書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第73条の3（同法第75条の8において準用する場合を含む。）に規定する給付金について申請します。

被雇用者	□ 予備自衛官 □ 即応予備自衛官	住　所	
		ふりがな 氏　名	
事業に従事できなかった理由		□ ①招集を受け自衛官となって勤務したため □ ②公務上負傷し、又は疾病にかかったため	
※負傷又は発病年月日		年　月　日	
※公務上の災害の認定年月日		年　月　日	
事業に従事できなかった期間		年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで	
就業規則等に定める休日		□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日 □その他（　　）	
事業に従事できなかった期間のうち就業規則等に定める休日の日の数		計　　日	
勤務時間等		□常勤　□非常勤（出勤指定日　　） 時　　分から　　時　　分まで 所定労働時間　週　　時間　　分	
振込先金融機関	振込機関	□銀行　□金庫　□その他（　　）　店	
	□口座名義		
	□口座番号	□当座　□普通　番号：	
雇用事業所	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	担当責任者の職・氏名・連絡先	役職 （電話番号　　－　　－　　） ふりがな 氏　名	

備考：1　規格は、日本工業規格A列4番の縦位置とする。
2　※は、事業に従事できなかった理由として②を選択した場合に記入すること。
3　該当する□には✔印を記入すること。

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。